

ツインポート（鳥取砂丘コナン空港・鳥取港）賑わい創出促進補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、ツインポート（鳥取砂丘コナン空港・鳥取港）賑わい創出促進補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第2条 本補助金は、鳥取砂丘コナン空港と鳥取港が連携し、両港周辺エリア一帯（以下「ツインポート」という。）が鳥取県東中部・兵庫県但馬地方の観光・交流・情報の玄関口・拠点となることを目指し、両港の賑わいの創出に寄与するイベントの開催および鳥取砂丘コナン空港における漫画「名探偵コナン」（著者：青山剛昌）の装飾（以下「コナン装飾」という。）を活用した賑わいの創出の取組等に要する経費を補助することによって、「ツインポート」として交流人口拡大と地域経済循環の加速化を図ることを目的として交付する。

（補助金の交付）

- 第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税額を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（同表の第5欄に定める額を限度とする。）以下とする。
 - 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

（交付申請の時期等）

- 第4条 本補助金の交付申請は、補助事業実施の20日前までに行わなければならない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
 - 3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

- 第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
 - 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助事業ごとに別表の第6欄に定めるもの以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告によって仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号によって速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(財産の処分制限)

第8条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして輝く鳥取創造本部長が別に定めるもの

3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(関係規程の遵守)

第9条 コナン装飾を活用した賑わい創出の取り組みを実施する場合、最新の使用許諾契約書（鳥取県、鳥取空港の利用を促進する懇話会、株式会社小学館集英社プロダクション）および鳥取砂丘コナン空港の装飾設置等への協力に関する覚書（鳥取空港ビル株式会社、鳥取県）等を遵守すること。

(雑則)

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、輝く鳥取創造本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月10日から施行する。

別表（第3条、第6条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 限度額	6 重要な変更
ツインポート（鳥取砂丘コナン空港・鳥取港）賑わい創出促進事業	イベントの主催者	(1) 鳥取港における賑わいの創出に寄与するイベント等の開催に要する経費 (2) その他補助事業を実施するために必要な経費	1/2	600千円	(1) 本補助金の増額を伴うもの (2) 交付目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更
	イベントの主催者、鳥取県営鳥取空港特定運営事業等の運営権者	(1) ツインポートにおける両港の賑わいの創出に寄与するイベント（ウォーキング等）の開催に要する経費 (2) イベント時の参加者移動支援に活用するシャトルバス等運行に要する経費 (3) その他補助事業を実施するために必要な経費	10/10	予算の範囲内	
	鳥取県営鳥取空港特定運営事業等の運営権者	鳥取砂丘コナン空港におけるコナン装飾を活用した賑わいの創出の取組に必要な経費	10/10	予算の範囲内	

※ツインポート（鳥取砂丘コナン空港・鳥取港）の賑わいの創出促進につながる内容であること。

様式第1号（第4条、第7条関係）

年度ツインポート（鳥取砂丘コナン空港・鳥取港）賑わい創出促進事業計画（報告）書

1 申請者

申請者団体名及び 代 表 者 名	
担 当 者 名	
連絡先（電話番号）	

2 事業の概要

<p>(1) 事業目的</p> <p>(2) 事業内容 ※交付目的であるツインポート（鳥取砂丘コナン空港・鳥取港）の賑わい創出に寄与する事業であることを説明すること。</p> <p>(3) 実施場所</p> <p>(4) 実施期間</p> <p>(5) 実施体制 ※やむを得ず、県内事業者への発注が困難な場合は、その理由を記載すること。</p> <p>(6) 対象者・参加（予定）人数 ※コナン装飾を活用した賑わい創出の取組の場合は削除すること。</p> <p>(7) 見込まれる効果（事業成果）</p> <p>(8) 次年度以降の展開案</p> <p>(9) その他参考となる事項</p> <p>(10) 他の補助金の活用の有無（有・無） ※「有」、「無」のいずれかに○をしてください。 ※「有」の場合、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。 ※「有」の場合、補助対象経費の重複は認めません。</p> <p>(11) 消費税の取扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者） ※該当する項目に○をしてください。</p>

※事業の詳細が分かる資料（見積書等）を添付してください。

※上記の内容が記載されていれば、様式は別様で構いません。

様式第2号（第4条、第7条関係）

年度ツインポート（鳥取砂丘コナン空港・鳥取港）賑わい創出促進事業収支予算（決算）書

1 収入

（単位：円）

区分	予算額 (a)	決算額 (b)	差引 (a-b)	内訳
ツインポート（鳥取砂丘コナン空港・鳥取港）賑わい創出促進補助金				
合計				

2 支出

（単位：円）

区分	予算額 (a)	決算額 (b)	差引 (a-b)	内訳
ツインポート（鳥取砂丘コナン空港・鳥取港）賑わい創出促進事業				
合計				

様

鳥取県知事 ○○ ○○
(公印省略)

年度ツインポート（鳥取砂丘コナン空港・鳥取港）賑わい創出促進補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあったツインポート（鳥取砂丘コナン空港・鳥取港）賑わい創出促進補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業及びその内容は、申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、ツインポート（鳥取砂丘コナン空港・鳥取港）賑わい創出促進補助金交付要綱（令和5年10月10日付第202300172937号鳥取県輝く鳥取創造本部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

鳥取県知事 ○○ ○○ 様

申請者 氏名 (公印省略)
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

年度ツインポート（鳥取砂丘コナン空港・鳥取港）賑わい創出促進事業仕入控除税額確定報告書

年 月 日付第 号により交付決定の通知のあつたツインポート（鳥取砂丘コナン空港・鳥取港）賑わい創出促進補助金についてツインポート（鳥取砂丘コナン空港・鳥取港）賑わい創出促進補助金交付要綱第7条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 規則第18条の補助金の額の確定額 (年 月 日付第 号による額の確定通知額)	金	円
2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税相当額	金	円
4 補助金返還相当額（上記3－上記2）	金	円

(注) 参考となる資料を添付すること。